

第1章 第5次計画策定にあたって

第1節 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

本市では、平成16年3月に松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画「まつえ福祉未来21プラン～みんなでやらこい福祉でまちづくり～」を策定しており、令和元年度は第4次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき施策を推進しているところです。

地域福祉の推進について社会福祉法では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定されています。

第1次計画策定時において国は、「地域福祉計画は、行政計画でありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に捉えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民等による地域福祉推進のための参加や協力に立脚して策定されるべきである。」という指針を示しています。本市においても、策定時から現在に至るまで住民参加、共創・協働の視点を重視しており、市民や異なる立場の団体・機関の参画により、協働して計画をつくりあげてきたところです。

「松江市地域福祉計画」と「松江市地域福祉活動計画」を一体化して策定していることは本市の計画における大きな特徴です。

全国社会福祉協議会は地域福祉活動計画を「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である」としています。

地域福祉活動計画は、行政計画としての地域福祉計画と共に、地域福祉を推進していくという共通目的があり、言わば車の両輪です。地域の福祉課題の整理・分析・検討や理念などについて共有化し、相互に連携することが望まれます。

こうしたことから、本市では地域福祉の政策や制度、各種施策などを充実させながら地域福祉を推進していくための仕組みづくりに力点が置かれる「地域福祉計画」と、地域住民の立場から地域福祉の活動を主体的に進めていくための方向が示される「地域福祉活動計画」について、それぞれの特徴を活かしながら一体的に策定しています。

策定当初より、地域福祉のエリアとして重層的に支え合いのシステムを構築するため、4つの圏域を設定しています。

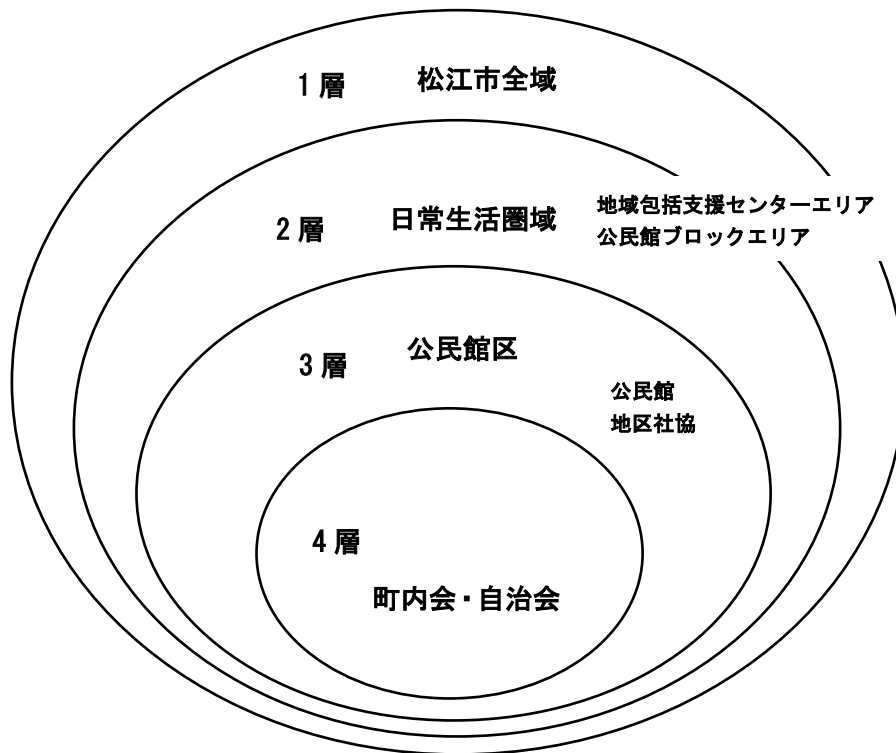
- 1層：松江市全域
- 2層：日常生活圏域（地域包括支援センターエリア・公民館ブロックエリア）
- 3層：公民館区（公民館・地区社協）
- 4層：町内会・自治会

本市では、3層で公民館活動を基盤とした地域福祉活動が積極的に行われており、公民館ブロックエリアを基本とした2層に日常生活圏域を設定し、地域包括支援センターを設置しているところです。

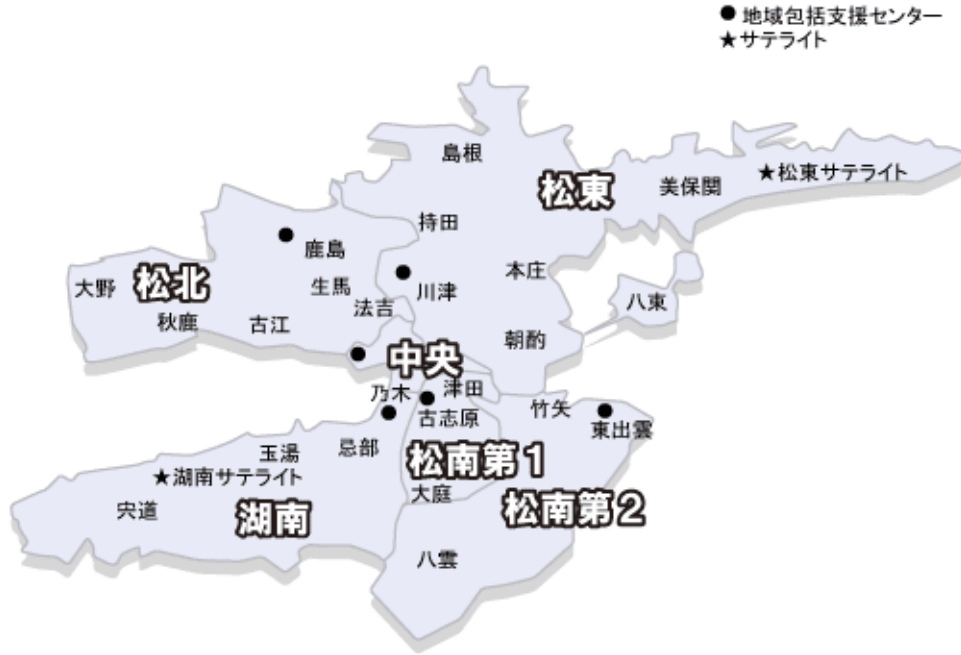
この2層は、孤立・孤独を防ぐための総合的な相談機関を構築していくための重要な圏域です。策定当初は「在宅介護支援センターエリア・生涯学習支援エリア（公民館地域ブロック）」でしたが、現在は「地域包括支援センターエリア・公民館ブロックエリア」としています。

高齢者だけでなく、障がい者や子どもなどへの支援や、地域住民が抱える多様で複合的な課題にも対応する包括的な支援体制の構築が求められているため、総合相談機能を有するこの2層での取り組みは、より深化した施策の推進が求められています。

また、それぞれの層における取り組みについては、点ではなく面で捉えて、連携させて実施していく必要があります。



2層：日常生活圏域（地域包括支援センターエリア・公民館ブロックエリア）



地域福祉のエリアともなる公民館ブロックと整合性を図って設定した6つの日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。

圏域名	対象地域
松 東	朝酌・川津・本庄・持田・島根・美保関・八東
中 央	城北・城西・城東・白湊・朝日・雑賀
松 北	法吉・生馬・古江・秋鹿・大野・鹿島
松南第1	津田・大庭・古志原
松南第2	竹矢・東出雲・八雲
湖 南	乃木・忌部・玉湯・宍道

名 称	所在地
松東地域包括支援センター	シルバーワークプラザ
松東サテライト	市美保関支所
中央地域包括支援センター	総合福祉センター
松北地域包括支援センター	市鹿島支所
松南第1地域包括支援センター	旧浩生寮（跡）
松南第2地域包括支援センター	東出雲保健相談センター
湖南地域包括支援センター	保健福祉総合センター
湖南サテライト	宍道健康センター

第2節 第4次計画の検証

平成27年度から令和元年度を計画期間とする第4次計画では、4つの基本目標と21の進めるべき方策に基づき、取り組みを推進してまいりました。第5次計画の策定にあたり、第4次計画の評価・課題の整理を行いました。

【基本目標1】ひとづくり・地域づくりを推進する

1. 福祉教育・学習の推進

各学校では総合的な学習の時間等に福祉教育・学習の推進を図ることができました。企業・行政関係機関においては、障がいの理解を深める「あいサポーター研修」の依頼が増え、「認知症サポーター養成講座」も順調に受講者数が増えています。しかし、障がい理解や合理的配慮の浸透はまだ十分とは言えないことから、今後もこれら福祉教育の実施について、裾野を広げていく必要があります。

2. ボランティアの育成・参加促進・コーディネート強化

ボランティア活動の啓発を実施し、ボランティアの発掘や育成を図りました。高齢者の活躍の場の拡大をめざして開始したボランティアポイント制度については、活動者の登録拡大に努める必要があります。

3. 自治会活動の活性化

松江市町内会・自治会連合会と行政が連携し、自治会活動の活性化の取り組みが進捗しましたが、今後も新興住宅団地、マンション等への町内会設立や町内会加入の依頼、不動産業界等への働きかけなどが必要です。なごやか寄り合い事業は、新規立ち上げ会場がある一方、参加者の固定化、高齢化や地域で運営する担い手不足の課題があります。

4. 公民館等を拠点とした地域福祉活動の推進・活動拠点の確保

各公民館を中心に、あらゆる世代の交流が深まる活動を行うことができました。今後も更に幅広い地域福祉活動の推進を図る必要があります。公民館の他に、空き家等を活用した地域の活動拠点が確保できるよう引き続き支援が必要です。

5. 地域リーダーの育成

ボランティアセンターへのボランティア派遣依頼は、芸能等の特技を活かした依頼が大半を占めている現状です。

20～30代の若い世代を発掘・育成するための方法についての検討が必要です。分野によっては、女性の人材が不足している状況であり、女性の登用が難しい分野があるため、引き続き女性の参画の必要性について周知を図っていく必要があります。

6. 企業・社会福祉法人の社会貢献の促進

認知症サポーター養成講座受講後の企業への勧誘等を通じて協力事業所は増加しており、それぞれの企業や企業ボランティア松江ネットワーク会議として取り組みが行われています。今後は、見守りに関してのネットワーク協力事業者を一層増やしていくなど、地域との協力体制づくりの取り組みが必要です。

「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」に基づく表彰制度を開始したことから、表彰の認知度の向上に併せ、表彰団体等を模範としてもらうための工夫が必要です。

また、社会福祉法人と社会福祉協議会の関係づくりにおいては、今後各法人の意向を踏まえた調査及び調整が必要です。

7. NPO・農協・生協等諸団体との共創・協働

共創・協働研修会と共創・協働マーケットの開催、共創のまちづくり事業補助金の交付により、NPO法人等との共創・協働の取り組みが進展しました。今後も、「共創」の理念・手法をより広く周知する必要があります。

子どもの居場所づくりや緊急避難的なシェルターにより、社会的弱者の支援が図られ、社会貢献を推進することができました。

8. 寄附文化の醸成

キャラクターバッジ募金など様々な寄附方法により、市民の理解を深めました。また、助成団体からの活動報告やホームページ等での紹介により情報発信ができました。今後も引き続き、寄附の趣旨と用途を明確化した広報活動を行うと共に、多様な寄附方法の検討が必要です。

9. 要配慮者支援の仕組み作り

地域で見守り助け合い事業や自治会単位など身近な場で開催するなごやか寄り合い事業等を通じて、要配慮者支援の取り組みを推進することができました。今後は担い手不足の解消や新たな見守り組織の拡充を図る必要があります。

【基本目標2】福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う

10. 権利擁護の取り組みの充実

成年後見制度に関する啓発活動の強化を行い、市民後見人の候補者の増加を図るとともに、関係機関と連携し、受任後の支援体制を整える必要があります。児童虐待、障がい者虐待、DVの対応については、関係機関との緊密な連携により、早期発見・早期対応を行うことができました。様々な要因が複雑に絡み合うケースもあることから、関係者・担当者の更なる資質向上が求められています。

11. 子育て・要配慮者への福祉サービスの充実

市民アンケートにおける子育て支援策の満足割合が上昇していることから、保護者の育児不安の解消や子育てにかかる経済的負担の軽減など、保護者支援を中心に子育て支援を行ってきたことが一定評価されたものと考えます。

認知症に関する施策については、「認知症サポーター養成講座」や「認知症カフェ」の開催など順調に事業を推進しました。

地域包括支援センターについては、各包括エリアごとで行う地域ケア会議や全ての日常生活圏域に立ち上がった多職種連携会議などを通して人的資源のネットワークの構築を推進しました。

まつえ障がい者サポートステーション「絆」は、障がいに係る相談窓口として定着してきています。障がいの理解や合理的配慮について、更に浸透させていくことが必要です。

12. 総合相談機能の充実

くらし相談支援センターを広く周知し、認知度が上がったことから相談件数の増加につながりました。更に市内15か所にふくしなんでも相談所を開設し、その相談から孤立という課題が見つかり、社会的孤立に対する取り組みを実施しました。

今後は、社会的孤立予防、地域の中の居場所づくりの取り組みを進めていく必要があります。また、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカーが地域住民の拠り所となるよう、生活の困りごとに対応した実績を増やしていく必要があります。

13. 効果的な情報提供・情報共有化の推進

高齢者の生活に役立つ情報を、より多くの高齢者に提供する必要があります。ケーブルテレビについては、担当者が直接情報提供することで市民の一層の理解につながりましたが、ケーブルテレビ網を活用する部署が限られており、提供する情報に偏りがあることが課題です。

防災アプリやLINE等を利用した情報配信、多言語対応等について検討する必要があります。

【基本目標3】安心して住み続けられるまちづくりをめざす

14. 住宅・生活環境の整備

生活環境について相談のあった事例について本人の同意が得られた案件については、生活環境の改善が出来ましたが、公的サービス導入後の生活についてモニタリングが出来ていない状況があります。また、市営住宅において、高齢者等の生活環境向上のためバリアフリー化した住戸はほぼ満室となっており、対象者に快適な住居環境を提供することができました。

15. 健康づくり・食育の推進、健康寿命の延伸

乳幼児健診や各種教室・地区活動等にて、乳幼児期からの食育について食生活改善推進員や母子保健推進員と連携して啓発することができました。また、学校給食を活用した取り組みや学校給食での地元野菜の利用促進など、関係者が連携して実施しました。

行政だけでなく、健康まつえ21推進隊を中心とする地域や事業所、医療機関等と連携した健康づくりの取り組みを進めました。今後は、壮年期の健康意識を高めるため、保健所と連携した事業所へのアプローチの強化やたばこ対策やがん検診等の受診率向上を図ることが必要です。

16. 元気な高齢者が活躍する場の充実

住民が主体となるサービス提供体制を構築し、地域の支え合い体制が進展しましたが、担い手不足や住民主体型サービスの登録に関して手続きの煩雑さなどの課題があります。団体登録数が伸び悩んでいるため、引き続き地域に出向いて丁寧に説明していく必要があります。

17. 防災・防犯体制の充実

出前講座や自主防災組織のリーダーを対象とした研修などを通じて、自助、共助の重要性や防災意識の啓発、防災情報の配信について広く周知を行いました。今後は、防災意識の啓発や、防災情報の配信について、多様な生活スタイル等に配慮した様々な媒体の利用について検討する必要があります。

避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し名簿を提供することにより、災害発生時に備えた平常時からの支援体制の構築を推進しました。また、要配慮者の見守り活動を行う「要配慮者支援組織」の新規設置について、地域に働きかけました。

18. 移動手段の確保

コミュニティバス利用促進協議会の活動を通じて、特に交通が不便な地域において、利用者の実態を反映したコミュニティバスの路線・ダイヤの編成を行うことが出来ました。公共交通の担い手である運転手の不足が深刻化しており、共助の考え方に基づく自治会輸送等の新たな交通の導入について検討を行っていく必要があります。

【基本目標4】生活課題を解決する

19. 地域包括ケアシステムの構築に向けた関係機関の連携強化

日常生活圏域ごとの多職種連携を図り、切れ目のない支援（入退院支援、情報共有等）の体制づくりを進めることができました。今後は課題解決に向けて具体的に取り組むとともに、引き続き介護人材を育成していく必要があります。

20. 生活困窮者への生活支援の充実

平成27年度より松江市くらし相談支援センターを設置し、生活困窮世帯への相談支援につなげることができました。新規と継続を合わせた相談件数は増加している状況です。行政窓口をはじめライフライン事業所など生活困窮者の早期発見や相談につながる仕組みを構築していくことが必要です。多問題を抱えるケースが増加しており、1人に関わる期間も長期化している状況であるため、引き続き相談支援員のスキルアップを図る必要があります。

21. 制度の狭間にある生活課題への対応

「松江市地域における高齢者見守りネットワーク事業」の協力事業者への研修会の開催、消費者見守りメールの配信、なごやか寄り合い事業等での出前講座の開催など、地域で見守る体制を関係機関と連携して構築しました。今後は、特に高齢者に向けて、特殊詐欺被害に遭わないための啓発が必要です。

制度の狭間にある縦割りの制度では対応できない生活課題に対し、住民に身近な拠点であらゆる相談が受けられる体制づくりを行いました。地域住民と専門職や機関をつなぎ、日常生活圏域を単位としたコミュニティソーシャルワーク推進の体制をより充実させることが求められています。

第3節 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく行政計画であり、その規定に定められている事項と、その他健康の増進と福祉の向上に関する事項などを明らかにするものです。また、社会福祉法の改正をふまえ、この地域福祉計画の推進を通じて、社会福祉法第106条の3に規定する「包括的な支援体制の整備」を促進します。

なお、成年後見の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、この地域福祉計画に包含されています。

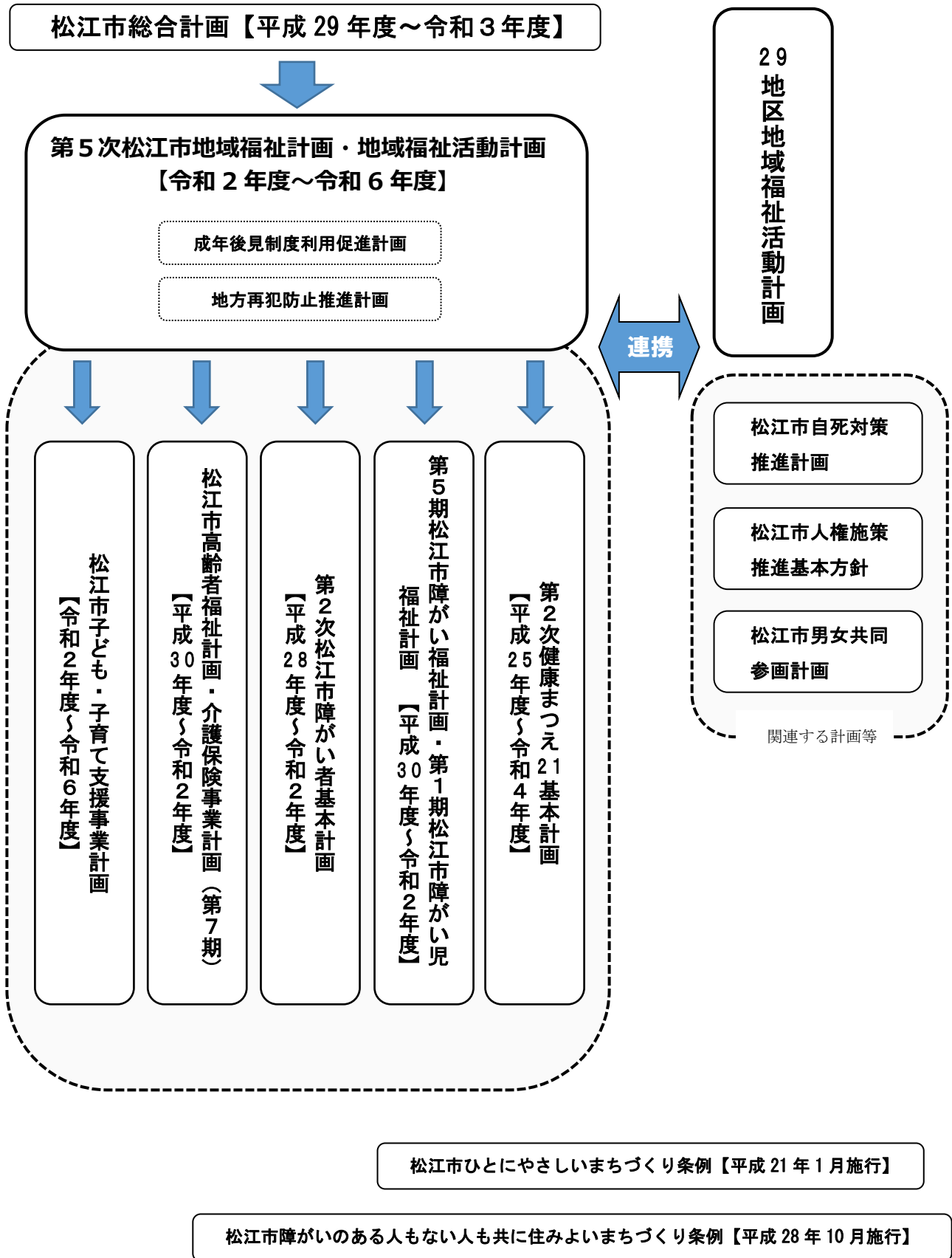
(2) 他計画との関連

社会福祉法第107条により、従来市町村における地域福祉計画の策定について任意とされていたものが努力義務になり、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

本市の地域福祉計画は「松江市子ども・子育て支援事業計画」、「松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「松江市障がい者基本計画」、「松江市障がい福祉計画・松江市障がい児福祉計画」、「健康まつえ21基本計画」の上位計画として位置付けています。そのため、人づくり・地域づくりや、総合相談機能の充実など、高齢者・障がい者・子ども・その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について総合的に掲載しています。

また、「松江市自死対策推進計画」、「松江市人権施策推進基本方針」、「松江市男女共同参画計画」など、その他に地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野における計画とも連携を図り推進します。

松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画と他計画の関連



他計画の概要

松江市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援行動計画」、「市町村母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立支援計画」を兼ねた事業計画です。すべての子どもに良質な育成環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。

第2期では、松江らしい幼児教育の推進策として、具体策が新たに盛り込まれているのが特徴です。

松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、3年間を計画期間として、一体的に策定するものです。

高齢者を取り巻く重要な課題に対して、目指すべき政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を策定するとともに、期間中の介護サービス量の見込みをもとに3年間の介護保険料を算定するものです。

松江市障がい者基本計画

本市の障がい者施策を計画的に推進するため、「障害者基本法」に基づき、環境整備など包括的な内容を定めるものです。

「地域住民と共生する社会の実現」、「住みたい地域で自立した生活ができる社会の実現」の2つを基本理念として、本市の障がい者福祉についての4つの基本方針及び、その方針に係る各種施策を規定しています。

松江市障がい福祉計画・松江市障がい児福祉計画

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、国の定める基本方針及び本市の状況等を踏まえ、居宅介護、短期入所等、各種の障がい福祉サービスが計画的に提供されるよう、各年度におけるサービス量の見込みや目標値を設定するとともに、サービス提供体制の確保や共生社会推進のための取り組みを定めるものです。

健康まつえ21基本計画

2010(平成22)年4月に行った「健康都市まつえ」宣言の理念に基づき、市民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むとともに、その取り組みを「地域」「医療機関」「関係団体」「行政」等が連携して「みんなで支え合い 健康寿命をのばす」ことをめざします。

特に「食育の推進」は健康づくりの要素のひとつであり、運動や歯(口腔)等、他分野とも密接に関係しているため、健康増進計画と食育推進計画を一体的に策定していることが特徴です。

第4節 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。
(2020年4月～2025年3月)

第5節 推進体制

地域福祉計画に基づき施策を推進するためには進捗管理が不可欠です。松江市社会福祉審議会等において、施策の実施状況等の検証・評価を行い、計画の推進を図ります。

地域福祉計画の継続的な推進イメージ

